

(2) 第九条(1) 事業主は、女性労働者が婚姻・妊娠・又は出産等の事由を退職する場合に、女性労働者が婚姻したことを理由として、解雇ではなく、その雇用する女性労働者が妊娠しないため、出産等の事由に対応するための必要な体制の整備その他の雇用管理上の措置を講じなければならない。

(3) 事業主は、他の事業主から当該事業主の講ずる第一項の措置等の実施に關し必要な協力を求められた場合には、これに応ずるよう努めなければならない。

(4) 厚生労働大臣は、前三項の規定に基づき事業主が講ずべき措置等の実施に關し協力したことは又は事業主によるものとする。

(5) 第一〇条(1) 厚生労働大臣は、第五条から第七条まで及び前条第一項から第三項までの規定に定める事項に關し、事業主が適用に對応する事項に必要な指針を次項において「指針」というを定めるものとする。

(2) 第四条第四項及び第五項の規定は指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第四項中「聽くほか」を「道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

② ③

針 第四次項において、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指

置等に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指

定して準用する。この場合において、指針の第四項と第五項の規定は、指針の第四項中「聽くほか、

都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えることとする。

(職場における性的な言動に起因する問題に関する国、事業主
及び労働者の責務)

第一条の二(①) 国は、前条第一項に規定する不利益を与える行為は、労働者から環境や他労働者に対する言動を行つてはならないこと、その他の当該該行為に起因する問題(以下この条について「性的言動問題」という)に対する事業主その他の国民一般の関心と理解を深めること、修習の実施その他労働者に対する問題の措置に協力するように努めなければならない。

② 事業者は、性的言動問題に対するその雇用する労働者の关心と理解を深めることとともに、当該労働者が他の労働者に対する言動に必要な注意を払うとともに、事業者の講ずるほか、國の講ずる削除の措置に協力するように努めなければならない。

③ 事業主その者が法人である場合については、その役員は、自らも、性的言動問題に対する関心と理解を深め、他の労働者に対する言動に必要な注意を払うとともに、事業者の講ずる削除の措置に協力するよう努めなければならない。

④ 労働者は、性的言動問題に対する関心と理解を深め、他の労働者に対する言動に必要な注意を払うとともに、事業者の講ずる削除の措置に協力するよう努めなければならない。

(職場における妊娠、出産等に関する言動に起因する問題に関する措置、雇用管理上の措置等)

第一 条の三(①) 事業主は、職場において行われるその雇用する女性労働者に対する言動に起因する問題に関する措置を請求し、又は同項若しくは同条第二項の規定による休業を請求するものへの妊娠や出産に關する事項を定め、厚生労働省令で定めるものに関する言動により当該女性労働者に苦害が生じることに対するものないよう、当該女性労働者から労働相談に応じ、適切に対応するため必要な体制の整備その他雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

② 第十一条第二項の規定は、労働者がが当項の相談を行い、又は事業主による当該相談への対応に協力した際に実事述べた場合について適用する。

③ 厚生労働大臣は、前二項の規定に基づき事業主が講ずべき措置等に関する、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指

第二節 事業主の講すべき措置等

第二章 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確
保等

第一節 性別を理由とする差別の禁止等（五条一一〇条）

第二節 業主の請すべき措置等（二条一二三条の二）

第三節 事業主に対する国の援助（二四条）

第三章 紛争の解決

第一節 紛争の解決の援助等（一五条一七条）

第二節 調停（二八条一七七条）

第四章 雜則（二八条一三三条抄）

第五章 刽則（二三三条）

改正 昭和五八法七八、昭和六〇法四五、平成三法七六、平成七法一七、平成九法九二、平成一法二八、平成一〇法一四、法二六〇、平成九法三三一法一二、平成一〇法五四、法九八、平成一八法八一、平成一〇法六、平成二四法四二、平成二六法六七、平成二八法一七、平成二九法四五、令和一法二四（令和二法四）、令和四法六八

四、令和四法六八

改正 昭和六〇法四五（旧・労働婦人福祉法）、平成九法九二（旧・雇用の分野における男女の労働者の福澤の増進に関する法律）、平成九法九一（旧・雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女性労働者の福祉の増進に関する法律）

雇用の分野における男女の均等な
機会及び待遇の確保等に関する法
律(抄) (昭和四七・一・三)

雇用機会均等法（一章—九条）

労
働

② 第二の健常の確保を図る等の措置を推進することを目的とする。

〔基本的の理念〕

第三条 (1) この法律においては、労働者が性別により差別されるることなく、また、女性労働者にあつては母性尊重が重んじられ、充実した職業生活を営むことができるようする」ことをその基本理念とする。

(2) 事業主並びに国及び地方公共団体は、前項に規定する基本理念に従つて、労働者の職業生活の充実が図られるよう努めなければならない。

〔努力活動〕

第三条 国及び地方公共団体は、雇用の分野における男女機会及び待遇の確保等について国民の間に、ともに特に、雇用の分野における男女の確保を妨げてゐる諸要因の解消を行ふものとする。

〔男女雇用機会均等対策基本法〕

第四条 厚生労働大臣は、男女雇用機会均等対策基本法及び待遇の確保等に関する「男女雇用機会均等対策策定の手引書」を定める。

〔雇用の分野における男女雇用機会均等対策の実現のための取組みの促進の手引書〕

② 男女雇用機会均等に対する、

③ 男性労働者及び女

④ 関する事項

⑤ 適用の分野における男女雇用機会均等対策の実現のための取組みの促進の手引書

労
働

★ 変更された法律名（改正前の法令名）も
ていねいに記しています！

**雇用の分野における男女の均等な機会及び
待遇の確保等に関する法律**



The illustration shows a white bird with a black mask and a red crest, holding a green apple with a red stem. A speech bubble originates from the bird's beak, containing Japanese text. The background is a light blue gradient.